

会 議 録 第 1 号

1. 招集日時 令和5年10月10日(火) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

1番	鈴木勝利
2番	伊藤知子
3番	藤田尚美
4番	磯山和男
5番	池辺己実夫
6番	甲斐徳之助
7番	塚原正彦
8番	柳井哲也
9番	遠藤憲子
10番	大森和夫
11番	加藤政之
12番	出澤大
13番	山本伸子
14番	小松崎伸
15番	水梨伸晃
16番	伊藤裕一
17番	杉森弘之
18番	須藤京子
19番	黒木のぶ子
20番	高嶋基樹
21番	諸橋太一郎
22番	石原幸雄

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市長	沼田和利
監査委員	早川広行
市長公室長	滝本仁
経営企画部長	二野屏公司
総務部長	飯野喜行
市民部長	小川茂生
保健福祉部長	渡辺恭子
環境経済部長	大徳通夫
建設部長	長谷川啓一
教育部長	吉田茂男
会計管理者	関達彦
農業委員会事務局長	榎本友好
市長公室次長兼 秘書課長	稲葉健一
経営企画部次長兼 財政課長	糸賀修
総務部次長兼 人事課長	本多聡
市民部次長兼 市民活動課長	飯島希美
保健福祉部次長兼 高齢福祉課長	宮本史朗
保健福祉部次長兼 医療年金課長	石野尚生
建設部次長兼 都市計画課長	藤木光二
建設部次長兼 下水道課長	野島正弘
教育委員会次長兼 教育企画課長	吉田充生
教育委員会次長兼 スポーツ推進課長	高橋頼輝
全参事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	野口克己
庶務議事課長	飯田晴男
庶務議事課長補佐	宮田修
庶務議事課主査	椎名紗央里

令和5年第3回牛久市議会定例会会期日程

日次	月 日	曜	開議時刻	摘 要
第1日	10月10日	火	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ○開 会 ○会議録署名議員の指名 ○諸般の報告 ○会期の決定 ○議員派遣の件 ○議案上程 (56号～65号、認定1号) ○提案者説明 ○決算特別委員会設置の件 ○議案上程 (諮問22号、諮問23号) ○提案者説明 ○質 疑 ○討 論 ○採 決 ○意見書案上程 (3号～5号) ○提案者説明 ○休会 の 件 ○散 会
第2日	10月11日	水	休 会	議案調査
第3日	10月12日	木	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ○開 議 ○一般質問 ○延 会
第4日	10月13日	金	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ○開 議 ○一般質問 ○休会 の 件 ○延 会
第5日	10月14日	土	休 会	
第6日	10月15日	日	休 会	

第7日	10月16日	月	午前10時	○開 議 ○一 般 質 問 ○散 会
第8日	10月17日	火	午前10時	○開 議 ○議 案 上 程 (56号~65号、認定1号) ○意見書案上程(3号~5号) ○質 疑 ○委員会付託 ○休 会 の 件 ○散 会
第9日	10月18日	水	休 会	○決算特別委員会
第10日	10月19日	木	休 会	○決算特別委員会
第11日	10月20日	金	休 会	○決算特別委員会
第12日	10月21日	土	休 会	
第13日	10月22日	日	休 会	
第14日	10月23日	月	休 会	○総務企画常任委員会 ○教育文化常任委員会
第15日	10月24日	火	休 会	○保健福祉常任委員会 ○環境建設常任委員会
第16日	10月25日	水	休 会	○予算常任委員会
第17日	10月26日	木	休 会	
第18日	10月27日	金	休 会	議 事 整 理
第19日	10月28日	土	休 会	
第20日	10月29日	日	休 会	

第21日	10月30日	月	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ○開 議 ○議案上程（56号～65号、認定1号） ○意見書案上程（3号～5号） ○各委員長報告 ○委員長に対する質疑 ○討 論 ○採 決 ○閉会中の事務調査の件 ○閉 会
------	--------	---	-------	---

令和5年第3回牛久市議会定例会

議事日程第1号

令和5年10月10日（火）午前10時開会

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名
- 日程第 2. 会期の決定
- 日程第 3. 議員派遣の件
- 日程第 4. 議案第56号 牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5. 議案第57号 牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6. 議案第58号 牛久市土採取事業規制条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7. 議案第59号 令和5年度牛久市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 8. 議案第60号 令和5年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9. 議案第61号 令和5年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10. 議案第62号 令和5年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11. 議案第63号 令和5年度牛久市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第12. 議案第64号 物品購入契約の締結について
- 日程第13. 議案第65号 物品購入契約の締結について
- 日程第14. 認定第 1号 令和4年度牛久市各会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15. 決算特別委員会の設置について
- 日程第16. 諮問第22号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第17. 諮問第23号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第18. 意見書案第3号 下水サーベイランス事業の実施を求める意見書の提出について
- 日程第19. 意見書案第4号 ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等を求める意見書の提出について
- 日程第20. 意見書案第5号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書の提出について
- 日程第21. 休会の件

午前10時00分開会

○諸橋太一郎 議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であります。定足数に達しておりますので、令和5年第3回牛久市議会定例会を開会いたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

—————○—————
会議録署名議員の指名

○諸橋太一郎 議長 会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、7番塚原正彦議員、8番柳井哲也議員をそれぞれ指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

—————○—————
会期の決定

○諸橋太一郎 議長 お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から10月30日までの21日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から10月30日までの21日間と決定いたしました。

次に、この際、諸般の報告を行います。

閉会中に行われました一部事務組合議会の報告を求めます。まず、茨城県南水道企業団議会について、1番鈴木勝利議員。

〔1番鈴木勝利議員登壇〕

○1番 鈴木勝利 議員 茨城県南水道企業団第2回定例会が柳井哲也議員、山本伸子議員、出澤大議員、そして鈴木勝利が出席して、令和5年7月28日、茨城県龍ケ崎市茨城県南水道企業団において行われました。

提出議案、会議等の概要及び報告を述べさせていただきます。

会議に出席した議員は、14名でございます。

議案第1号、茨城県南水道企業団情報公開・個人情報保護審査会条例について審議されました。提案理由説明の後、質疑、討論ともになく、採決、賛成全員で可決いたしました。議案第2号につきましては、茨城県南水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例について審議されました。提案理由説明の後、質疑、討論ともになく、賛成全員で可決されました。議員提出議案第1号、茨城県南水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について審議されました。提案理由説明の後、質疑、討論なく、賛成全員で可決されました。次に、議案第3号、令和4年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について審議されました。提案理由説明の後、2名の質疑があり、反対討論1名、採決の結

果、賛成多数で認定されました。そのほか、報告3件、一般質問2名という結果でした。

以上でございます。

○諸橋太一郎 議長 次に、龍ヶ崎地方衛生組合議会について、20番高嶋基樹議員。

〔20番高嶋基樹議員登壇〕

○20番 高嶋基樹 議員 龍ヶ崎地方衛生組合議会活動報告でございます。出席者は諸橋議員、黒木議員、伊藤議員、そして私、高嶋でございます。

以下、龍ヶ崎地方衛生組合議会活動報告を申し上げます。

令和5年6月29日に第2回臨時会議が開催されました。議長選出が規定に基づき実施され、指名推選により、龍ヶ崎市議会の大野誠一郎議員が就任されました。

議会においては、第1号から第3号の3件について審査を行いました。議案第1号、龍ヶ崎地方衛生組合監査委員の選任について。本件は、任期満了に伴い、前任者からの推薦により、利根町議会の井原正光議員を選任するものでございます。議案第2号、令和5年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計補正予算。本件は、主に職員の異動に伴う予算総額の減額とするものです。議案第3号、龍ヶ崎地方衛生組合議会規則の読点の表記を改める規則について。本件は、規則において読点として表記する「、」を「,」に改めるものでございます。議案第1号ないし議案第3号の3件についての質疑及び討論はなく、全て全会一致により可決されました。

以上で報告を終わります。

○諸橋太一郎 議長 次に、稲敷地方広域市町村圏事務組合議会について、16番伊藤裕一議員。

〔16番伊藤裕一議員登壇〕

○16番 伊藤裕一 議員 稲敷地方広域市町村圏事務組合議会の活動報告を申し上げます。

本年5月15日に行われた牛久市議会令和5年第2回臨時会において、小松崎 伸議員、池辺己実夫議員、私、伊藤裕一、甲斐徳之助議員、大森和夫議員が稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員に当選、以来5月30日に行われた令和5年第1回稲敷地方広域市町村圏事務組合議会臨時会、8月28日に行われた令和5年第2回稲敷地方広域市町村圏事務組合議会臨時会の計2回の臨時会が開催されました。

第1回臨時会においては、龍ヶ崎市の鴻巣義則議員が議長に就任、執行部提出議案として、議案第1号、高規格救急自動車の取得について、議案第2号、令和5年度稲敷地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第1号）、報告第1号、専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）、報告第2号、専決処分の承認を求めることについて（令和4年度稲敷地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第6号））、報告第3号、専決処分の報告について（和解に関することについて）、報告第4号、令和4年度稲敷地方広域市町村圏事務組合一般会計継続費繰越計算書について、報告第5号、令和4年度稲敷地方広域市町村圏事務組合一般会計繰越明許費繰越計算書についてが提出され、いずれも可決されました。

また、第2回臨時会においては、議案第1号、稲敷地方広域市町村圏事務組合消防本部及び消防署の設置条例の一部を改正する条例について、議案第2号、稲敷地方広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について、議案第3号、令和5年度稲敷地方広域市町村圏事務

組合一般会計補正予算（第2号）が提出されました。なお、議案第1号は、利根消防署の庁舎移転に伴い、同消防署の位置を改正するものであり、また、議案第2号は、省令改正に伴い、急速充電設備の充電対象を拡大するとともに、健康増進法の改正に伴い、同法の規定する喫煙専用室標識が設置されている場合には喫煙所と表示した標識の設置を不要とする等の改正を行うものであります。さらに、議案第3号は、高規格救急自動車の契約金額確定に伴い、歳入歳出それぞれ30万円を減額するものであり、いずれも可決されました。

なお、第2回臨時会終了後には、議会研修として組合施設状況調査の視察を行っており、牛久消防署を含む各地の組合内の施設を視察させていただきました。

以上をもちまして、稲敷地方広域市町村圏事務組合議会の活動報告を終了いたします。

○諸橋太一郎 議長 次に、牛久市・阿見町斎場事務組合議会について、3番藤田尚美議員。

〔3番藤田尚美議員登壇〕

○3番 藤田尚美 議員 牛久市・阿見町斎場事務組合議会活動報告の活動報告をさせていただきます。出席議員は、塚原議員、加藤議員、藤田が出席いたしました。

令和5年7月3日に令和5年第1回臨時議会が開催されました。まず、牛久市議会議員の改選によって空席になっていた議長について、指名推選により、私、藤田尚美が就任しました。

会議においては、議案第1号ないし議案第3号の3件について審査を行いました。議案第1号、牛久市・阿見町斎場事務組合の個人情報の保護に関する法律施行条例及び議案第2号、牛久市・阿見町斎場事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例は、いずれも専決処分についての承認を求めるものです。本件は、牛久市個人情報保護条例の廃止、牛久市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定及び牛久市情報公開・個人情報保護審査会条例の改正に伴う所要の整理を行うものであります。議案第3号は、牛久市・阿見町斎場組合監査委員の選任についてであります。本件は、任期満了により空席となっていた監査委員に、加藤政之議員を選任するものです。議案第1号ないし議案第3号の3件についての質疑及び討論はなく、全て全会一致により可決されました。

以上で報告を終わります。

○諸橋太一郎 議長 次に、茨城県後期高齢者医療広域連合議会について、9番遠藤憲子議員。

〔9番遠藤憲子議員登壇〕

○9番 遠藤憲子 議員 茨城県後期高齢者医療広域連合議会の報告をいたします。

各議会から選出をされました議員44名で構成をされております。牛久市議会からは、遠藤が選出をされています。

7月25日に臨時議会、8月25日に令和5年第2回定例議会が開かれました。

議案は、令和5年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算及び同特別会計補正予算、認定1号、令和4年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定の3件でありました。令和5年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算及び同特別会計補正予算は全会一致、認定第1号は賛成多数で可決となりました。

後期高齢者医療制度の対象者は、75歳以上の方と、65歳以上75歳未満で一定以上の障害

があると認定された方です。

被保険者数は、2023年6月末で45万5,219人です。団塊世代が順次75歳になり、被保険者数は月ごとに増加しております。予算額は、令和5年度一般会計、特別会計当初予算合計では、約3,789億円です。財政は、被保険者の保険料1割、公費として約5割が国や県の支出金等、4割が現役世代からの支援金で運営されております。被保険者数の増加により、保険給付額も増えております。保険料は、被保険者全員が個人ごとに納付をします。被保険者全員が負担する均等割額、被保険者の所得に応じて負担する所得割額の合計で計算されます。保険料は2年ごとに改定され、令和4年、5年は均等割額4万6,000円、所得割率は8.5%です。

昨年10月より被保険者が医療機関の窓口で支払う一部負担金に2割負担が導入され、今まで1割負担だった方が2倍になるなど、被保険者の負担が増えました。ただし、外来だけ月額3,000円までを限度とする配慮措置が令和7年9月末まで設けられております。

窓口負担は、原則1割です。しかし、一定以上所得のある被保険者が1人の場合、年金収入その他の合計所得が200万円以上の方は2割です。また、被保険者が2人以上では、合計所得は320万円以上の方も2割負担になります。現役並み所得者は3割負担です。このような内容は、決算審査の資料請求で明らかになりました。令和5年6月末現在、全県の被保険者の中で1割負担は32万8,670人、2割負担が9万8,973人、3割負担は2万7,576人です。牛久では、1割負担が8,435人、2割負担は4,438人、3割負担が994人であることが明らかになりました。

さらに、連合長からは、今年の5月、健康保険法等改正案が衆議院で可決し、出産育児一時金の財源確保のために、75歳以上の医療保険料の負担割合が見直されると報告がありました。このため、令和6年度には2年ごとの改定の時期に当たり、保険料の引上げなどが予想されております。

また、今定例会では、初めて「健康保険証廃止の中止を求める意見書案」が提出されましたが、賛成少数で否決となりました。

申し遅れました。今回の議会で、連合長に松丸守谷市長、副連合長に中島美浦村長が選出されました。

以上、報告をいたします。

○諸橋太一郎 議長 次に、総務企画常任委員会、教育文化常任委員会、保健福祉常任委員会及び広報常任委員会から、閉会中における各委員会活動の報告書が提出されておりますので、サイドブック스에登載いたしました。

次に、公明党、日本共産党、自民党うしく21及び市民クラブから、それぞれ政務活動費を使った視察研修の実施報告書が提出されておりますので、サイドブック스에登載いたしました。

次に、今期定例会に提出のあった案件は、市長提出議案第56号ないし議案第65号の10件、認定第1号の1件、諮問第22号及び諮問第23号の2件、意見書案第3号ないし意見書案第5号の3件であります。

次に、市長から、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項

の規定により、報告第15号、令和4年度健全化判断比率等の報告について報告がありましたので、サイドブックスへの登載をもって報告済みといたします。

次に、市長から、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、報告第16号、令和4年度牛久市一般会計継続費精算報告書について報告がありましたので、サイドブックスへの登載をもって、報告済みといたします。

次に、今期定例会に説明員として、地方自治法第121条の規定により出席した者は、サイドブックスに登載した名簿のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、日程第3、議員派遣の件を議題といたします。



議員派遣の件

○諸橋太一郎 議長 お諮りいたします。本件については、サイドブックスに登載のとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 御異議なしと認めます。よって、議員を派遣することに決しました。

次に、日程第4、議案第56号ないし日程第13、議案第65号の10件、日程第14、認定第1号の1件を一括議題といたします。



議案第56号 牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第57号 牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第58号 牛久市土採取事業規制条例の一部を改正する条例について

議案第59号 令和5年度牛久市一般会計補正予算（第4号）

議案第60号 令和5年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第61号 令和5年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）

議案第62号 令和5年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第63号 令和5年度牛久市下水道事業会計補正予算（第1号）

議案第64号 物品購入契約の締結について

議案第65号 物品購入契約の締結について

認定第1号 令和4年度牛久市各会計歳入歳出決算認定について

○諸橋太一郎 議長 提案者に提案理由の説明を求めます。沼田和利市長。

〔沼田和利市長登壇〕

○沼田和利 市長 皆様、改めまして、こんにちは。

本日より、市長としてこの場で議員の皆様にお世話になります。本日、この議場に入る際に、2011年、市議会議員としてこの場に初めて入室した際の緊張感と、そして重責を感じながら、この4年間しっかりと自分の職務を全うしてまいりますので、議員の皆様にはそれぞれのお立場で御協力のほど、4年間、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速ですが、提案理由を説明させていただきます。

本日、令和5年第3回牛久市議会定例会を招集しましたところ、議員各位に御出席を賜り、ここに開会でき得ますことを心から感謝申し上げる次第であります。本定例会は、私が牛久市長に就任いたしまして初めての議会でありますので、提出議案の説明に先立ちまして、今後4年間の市政運営に係る所信の一端を申し述べさせていただき、市議会議員各位及び市民の皆様の御理解と御協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

私は、去る9月10日に執行されました牛久市長選挙におきまして、大変多くの市民の皆様から温かい御支援、御信任を賜り、今後4年間の牛久市政をお預かりさせていただくことになりました。心より感謝申し上げますとともに、身に余る光栄であり、改めてその責任の重さに身の引き締まる思いであります。様々な課題に果敢に挑み、市民の皆様と共に新しい時代を切り拓く決意を持って市政運営に邁進してまいります。

さて、牛久市では、これまで選挙のたびに市が二分され、さらには候補者を誹謗中傷するビラが飛び交うことが選挙での風物詩となっている歴史があり、私も身をもってこれまで何度も経験してきている当事者であります。それは先人が行ってきた悪しき慣習といったような表現ができるものであるかもしれません。このことが、これまでの牛久市の発展を大きく阻害してきた要因の一つであると思っておりますし、そのような無用な理由によって実害を被るのは、まさに牛久市民であります。いまだ影響力があると思いをし、市政への介入を行い、発展を妨げようとする勢力には、私は徹底して対抗してまいります。

そして、私は、今回の選挙の際に、多くの市民の方々から、行政区ごとの課題への対応や年代ごとの御要望などをお伺いし、行政への期待や行政からの対応を待ち望んでいる方がたくさんおられることが改めて分かり、肌身で感じることができました。全ての御要望に即座にお応えすることは難しいこともありますが、事業の見直しや取捨選択、優先順位、そして財源の裏づけなど、あらゆる状況を想定し、中途半端に無難な選択をするのではなく、何が大切かを見極め、本当に正しいと信念を持って取り組むべき政策に一気にスピード感を持って資源を集中投下するなど、県知事のお言葉をお借りするならば、選択と集中をもって市民の皆様の御期待に沿えるよう取り組んでまいります。

また、私は牛久市議会議員、そして茨城県議会議員として経験してまいりましたので、議会の重要性は重々承知しております。そのため、市の重要施策につきましては、一つ一つ丁寧な説明と議論を交わしながら、市議会の皆様のお理解の下、進めてまいりたいと考えております。選挙戦でも首尾一貫し訴えてまいりました「アップデート牛久！！笑顔あふれる未来へ」をスローガンとして、少子高齢化や人口減少への対応、物価高騰による厳しい環境にある市民生活からの脱却など、市民の皆様が安全と安心、幸せを実感でき、より豊かに暮らせる牛久市を築いてまいり

ます。

そして、子供の医療費、教育格差、小中学校の給食費、市役所窓口の待ち時間、災害時の逃げ遅れ、交通弱者・移動困難者、介護待機者、牛久シャトーやエスカードビルの空きテナントの8つのゼロに最優先に取り組むとともに、子ども・子育て、医療・福祉、まちづくり、地域振興、教育改革、行財政改革の6つの分野に掲げた基本政策を着実に実行してまいります。これらの私の公約につきましては、一般質問におきましてもご質問を受けておりますため、主なものにつきまして私の考えを述べさせていただきます。

まず、市民の皆様が安心して暮らすため、災害に強いまちづくりを推進します。昨今、従来の想定を超えるような自然災害が発生しており、今年6月に発生した台風2号及び線状降水帯によって、災害に強いと言われていた本市におきましても道路の冠水やのり面の土砂崩れ、そして稻荷川の増水により自主避難所を開設するなど、私もすぐに市内の被災現場に出向き、被害状況を確認いたしました。様々な被害が発生しておりました。さらに、9月には台風13号及び線状降水帯によって県北地域では大きな被害を受け、現在も国や県、市が連携して早期復旧に向けて対応を行っているところであります。

私は、北茨城市におきまして災害ボランティアとして作業を行いながら、現場を視察し、被災された方々から貴重なお話をお伺いすることができました。そこでは、想定外の災害を考慮しながらの防災対策の必要性を感じ、ハード整備はもちろんのこと、市民への防災意識の醸成を含めたソフト対策も併せて実行していくことの重要性を身にしみ感じてきたところであります。

このようなことから、多発する自然災害に備え、迅速な情報発信と避難所の開設により逃げ遅れゼロを目指すとともに、身近な地域の方々の地域力を育む取組を支援し、安心して暮らせる災害に強いまちづくりを進めてまいりたいと考えています。

次に、子育て支援については、未来の社会を支える子供たちに、牛久で生まれてよかった、牛久で育ててよかったと思えるような地域づくりに取り組んでまいります。全ての妊産婦、子育て世帯、子供への相談支援を一体的に行うこども家庭センターの設置に取り組んでまいります。

また、保育士処遇改善につきましては、保育士の確保及び離職防止を図るため、保育士に対して補助金を交付し、保育園や認定こども園の安定した運営の支援を行い、一時預かり保育等の保育サービス及び保育の質の向上を図ってまいります。

未来を支える児童生徒は、地域の宝であります。子供たちが伸び伸び、わくわくしながら学校生活を送れるような教育環境の整備に努めてまいります。これからの教育は、グローバルな感覚を養い、国際社会で活躍できる人材の育成が必要であります。就学前から英語教育に取り組み、子供同士が遊びの中や家庭でも自然と英語を発するような環境を整えていきたいと考えております。そして、多くの外国人と交流する機会も増えてまいりますので、考え方や行動様式など、それぞれの国で多様な考え方があるという理解を高める教育にも取り組んでまいります。

また、子育て世代に大きな負担となっている小中学校の給食費の無償化につきましては、財政状況などを勘案しながら段階的に進めるとともに、食育の観点から学校給食のメニューには地元産の農産物を生かし、地産地消を推進してまいります。

次に、医療・福祉におきましては、市民の誰もが健康で生き生きと暮らしていけるよう、健康長寿社会の実現を目指すとともに、障害者施策を充実させ、住み慣れた地域で自分らしく安心して生活できるような包摂社会をつくってまいります。

また、高齢者が運転免許を返納した後の移動手段の確保は大変重要だと認識しております。特に通院時の交通手段対策につきましては、警察など関係機関と連携しながら環境整備を進めていく必要があります。現在運行しているコミュニティバス「かっぱ号」とデマンド型交通「うしタク」につきましては、きめ細やかな運行、利用しやすい公共交通として、利用者の皆様の御意見を伺いながら、経費面なども考慮し、改善を図ってまいります。

次に、牛久市の地理的な優位性や交通環境の利便性、豊かな自然環境、そして、牛久シャトーや牛久大仏などの観光資源といった本市の強みや特徴を最大限に生かした地域振興に取り組んでまいります。

人口減少社会や東京一極集中の状況を乗り越え、地域間競争に勝ち抜いていくためには、交流人口や関係人口の拡大が必要となります。その拠点となるのは、牛久シャトーや牛久大仏であります。現在、民間会社が運営する牛久シャトーの状況を見ますと、周辺一帯がブドウ畑であった昔の様子を知る方々にとっては、大変寂しいと感じているのではないのでしょうか。この状況から改善、発展させていく取組は急務であり、その方向性を早急にお示ししていきたいと考えております。

私が茨城県議会議員当時、再開したばかりの牛久シャトーにおいて、県の営業戦略担当と当時の根本市長との懇談の場をつくりました。そこでは、牛久シャトーの活用だけでなく、牛久市の営業戦略についての課題や取組の方向性等の意見交換を行うとともに、本市のPRについても強くお願いをいたしました。茨城県からは、牛久シャトーの120年の歴史は大変価値のあるもの、牛久シャトーの持つ歴史的な価値と、駅から最も近い日本遺産としての利便性を存分に活用することが重要で、県としても支援していくとの御発言をいただきました。それ以後、茨城県が行うPR活動に牛久シャトーを加えること、牛久シャトー産製品の海外展開、誘客の拠点としての環境整備の補助の活用など、多くの提案が本市や牛久シャトーに対して行われています。

このように、これまでのネットワークとチャンスやタイミングを生かし、茨城県との協働とともに、私のトップセールスをはじめ、定期的なイベントの開催など、積極的な行動を起こすことで牛久市の魅力が多くの方々に届くこととなります。今後、具体的に様々な施策に取り組み、市民の皆様、牛久シャトーを訪れる皆様の御期待に沿える形で牛久シャトー運営の発展的な見直しを進めてまいります。

牛久シャトーは、その魅力をしっかりと活用することができれば、本市の発展を大きく後押しすることは間違いありません。私は、牛久シャトーを市外からの人を呼び込む拠点として、公園のように牛久市民が集える拠点として、そして、牛久市を全国に発信する広告塔として、牛久シャトーの価値を存分に活用し、さらに牛久駅周辺の事業者とも連携を進めることで、駅周辺の活性化、そして牛久市全体の発展のための取組を進めていくことが持続可能な牛久市につながるものと考えております。

そして、駅周辺の活性化につきましては、エスカード牛久ビルの活用は大きな課題の一つと捉えております。牛久駅に近く、好立地であるため、人が多く集まる要素があり、また、駅西口から直結しているペDESTリアンデッキに屋根を設置、さらに西口ロータリーのバリアフリー化、そして来年3月末の完成を目指し、トイレの設置を進めるなど、様々な周辺環境が整ってまいりました。

それから、これまでに私が培ってきた茨城県とのネットワークを活用して、エスカードビルの空いているフロアの解消を目指してまいります。国や県から多くの情報を得ることはもちろんのこと、新たな補助制度を創設するとともに、私自身が積極的にトップセールスをし、牛久市への注目度を高める取組を進めてまいりたいと考えております。

そして、魅力的で活力あるまちづくりのために、これまで行ってきた取組や概念を払拭し、住んでいる方にとっても、子育て世代を呼び込む一つの方策としても、わくわく・どきどきするような新たなイベントや仕掛けなど、新たなチャレンジも行っていきたいと考えております。

次に、行財政改革につきましては、厳しい財政状況の中、限られた資源を活用し、笑顔あふれる牛久のまちづくりの実現を図るための一つの方針として、広域連携による事業の実施を検討してまいります。

様々な事業を立案する際には、周辺市町村との広域連携を念頭に、行政運営の効率化や経費削減、持続可能な行政サービス、そして施設整備など、広域化の様々なメリットが期待されるものと考えております。

また、社会構造が複雑になっていく一方で、それに対応する行政サービスの質の向上が求められております。市役所業務の圧倒的なマンパワー不足を解消するため、業務効率を上げる手段として、市役所業務のDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進と職員の適材適所によって対応してまいります。デジタル化によって業務の負担を軽減するとともに、職員の能力が発揮できる適材適所に配置することにより、業務の効率化と職員のモチベーションの向上を図り、窓口での待ち時間ゼロにも挑戦してまいります。

さらに、住みよいまちづくりの担い手となる職員の存在は大きく、市民の皆様との良好な関係を築きながら、働きやすい職場環境をつくることが市民の皆様への丁寧な対応、気持ちよく市役所を利用していただけることにもつながるものと考えております。

そのためには、先ほど申し上げたデジタル化の推進、職員の適材適所への配置とともに、それぞれの業務における適正な人数の把握と、その人員数の配置を考慮し、必要な人材の確保にも努め、これからの時代にふさわしい、より質の高い行政サービスの実現を目指してまいります。

そして、市民の皆様からの御意見、御要望への対応や私が取り組む施策に対しては、即座にその課題を調査し、その課題を解決するためのチームとしての市役所機能を設置いたします。よく縦割りの弊害と表現される役所の職務において、私自身も県議会議員時代、条例策定に当たってはこのような経験をし、いかに行政組織の横のつながりが薄いかということを感じました。これは本市においても例外ではないと考えており、このようなことに対応するための市長直轄のプロジェクトチームを創設し、部局横断しながらの業務を担い、物事をよりスピーディーに処理する

ことを目指してまいります。

今後、公約として掲げております項目につきましては、これから実施される令和6年度当初予算編成の過程や庁内各部が所管する数多くの計画に、具体的な施策を事業として盛り込んでまいります。そして、市の財政は、人口減少や少子高齢化の進展、公共施設の老朽化対策など、より一層厳しさを増すことが予測されますが、選択と集中により、メリハリをつけながら早急に取り組んでまいりたいと考えております。

私は、この牛久市で生まれ、皆様に育てられた私の責任として、直面する課題に向き合い、一つ一つ解決していくとともに、未来を見据えたまちづくりや地域振興、教育改革に、若い発想、感性、価値観、行動力で果敢にチャレンジしてまいります。また、これまでに培った国や県、近隣市町村との強固なネットワークを最大限に生かし、広域的な視野でまちづくりを進めてまいります。今こそ新しい牛久市の未来を、市民の皆様、議員の皆様と共に一緒になって切り開いてまいりたい決意でありますので、今後の市政運営に対して御理解と御協力を心からお願い申し上げます、私の所信表明とさせていただきます。

続きまして、提出議案につきまして御説明申し上げます。

本定例会に提出いたしました議案は、条例の改正、補正予算、物品購入契約の締結、人事案件、決算の認定など、全部で13件であります。

令和4年度決算の状況につきましては、先般の市議会議員全員協議会におきましてその概略を説明したところでございますが、改めてその一端を御報告いたします。

令和4年度決算は、歳入が減額となり、歳出が増額となりました。歳入面では、譲与税・交付金、地方交付税が増額となったものの、市税の減額、子育て世帯臨時特別給付金事業費補助金等の減額による国庫支出金の減額、臨時財政対策債の減額により、歳入決算総額が減額となっております。

歳出面では、扶助費が電力・ガス・食料品等価格高騰緊急対策支援給付金や障害者への介護給付費が増加したものの、子育て世帯への臨時特別給付金等の減額により減額となり、公債費が繰上償還を実施したことにより増額となっております。また、物件費が住宅用LED照明等買替費用助成に係る委託、ふるさと寄附の増額に伴う返礼品費等の増額や原油価格・物価高騰による公共施設の光熱水費が増額となり、財政調整基金、公共施設等総合管理基金やふるさと基金への積立てにより積立金が増額となった一方で、投資的経費が保健センター空調設備改修、下町緑地整備が令和3年度に終了したこと等により減額となっております。

これまでも、大きな財政需要に対して他の行政サービスを制限することなく、安定した市民サービスが提供することができるよう計画的な財政運営を進めてまいりましたが、しっかりとした計画の基にまちづくりに取り組む姿勢につきましては引き続き固持するとともに、日本経済がコロナ禍からの緩やかな持ち直しが続く一方で、世界的なエネルギー・食料価格の高騰や世界経済の下振れによるリスク、また、金融資本市場の変動等の影響など、常に社会情勢の変化に注視しながら健全な財政運営に取り組んでまいります。

それでは、人事案件を除く議案につきまして、御説明申し上げます。

議案第56号及び議案第57号は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、文言の整理を行うものであります。

議案第58号は、宅地造成等規正法の改正に伴い、引用条項及び文言の整理を行うものであります。

議案第59号は、令和5年度牛久市一般会計補正予算（第4号）でありまして、既定の予算額に14億8,400万6,000円を追加し、予算の総額を320億4,004万5,000円とするもので、歳入歳出予算及び債務負担行為について補正するものであります。

第1表の歳入歳出予算補正のうち、歳入の主なものといたしまして、国庫支出金は新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金や新型コロナウイルス予防接種補助金の増額計上等であり、県支出金は令和4年度事業費確定に伴う医療費補助金過年度精算金の計上等であります。

寄附金はふるさと牛久応援寄附金の増額計上であり、繰越金は、令和4年度決算の確定に伴い、実質収支17億6,521万円のうち当初予算措置を行った3億5,000万円を除く14億1,521万円の増額計上を行うものであり、諸収入は街頭防犯カメラ設置費行政区負担金の計上であります。

次に、歳出の主なものといたしまして、総務費の総務管理費は、ふるさと牛久応援寄附金の増額に伴う返礼品費等の増額計上及び茨城県警察住宅侵入窃盗等抑止対策実証実験事業実施に伴う防犯カメラ設置費の計上等であります。

民生費の社会福祉費は会計年度任用職員報酬の増額計上等であり、衛生費の保健衛生費は新型コロナウイルス感染症予防接種に係る委託費の増額計上等であります。

教育費の社会教育費は、本年度寄附により受け入れました旧飯島家住宅の維持管理費及び資料調査費の計上等であります。また、今回の補正予算では、地方財政法第7条第1項に基づき、前年度実質収支の2分の1相当額について、財政調整基金及び公共施設等総合管理基金に積み立てております。

第2表の債務負担行為補正につきましては、電算OCR帳票印刷アウトソーシング業務に関し、準備期間に日数を要することから、新たに設定するものであります。

議案第60号は、令和5年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）でありまして、既定の予算額に293万1,000円を追加し、予算の総額を77億2,457万9,000円とするもので、歳入歳出予算について補正するものであります。

第1表の歳入歳出予算補正のうち、歳出につきましては、国民健康保険産前・産後保険税減免の法改正に伴うシステム改修費の計上及び国民健康保険支払準備基金積立金の増額計上等であり、その財源として保険給付費等交付金及び前年度繰越金を増額計上するものであります。

議案第61号は、令和5年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）でありまして、既定の予算額に4万1,000円を追加し、予算の総額を1,731万5,000円とするもので、歳入歳出予算について補正するものであります。

第1表の歳入歳出予算補正のうち、歳出につきましては、前年度決算確定に伴う実質収支額を青果市場特別会計財政調整基金へ積み立てるものであり、その財源として繰越金を増額計上する

ものであります。

議案第62号は、令和5年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）でありまして、既定の予算額に1億5,147万2,000円を追加し、予算の総額を62億6,440万2,000円とするもので、歳入歳出予算について補正するものであります。

第1表の歳入歳出予算補正のうち、歳出につきましては、第1号被保険者保険料還付金の増額計上、令和4年度決算確定に伴う基金積立金、国県返還金及び一般会計繰出金を計上するものであり、その財源として、保険料、支払基金交付金、一般会計繰入金及び繰越金を増額計上するものであります。

議案第63号は、令和5年度牛久市下水道事業会計補正予算（第1号）でありまして、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出について補正するものであります。

下水道事業収益において、一般会計からの補助金の増額計上により補正後の額を16億6,843万4,000円とするものであり、下水道事業費用については、下水道使用料還付金の増額計上により補正後の額を16億1,618万1,000円とするものであります。

資本的収入及び支出の補正につきましては、補填財源の組替えを行うものであり、予算の増減はありません。

議案第64号は、物品購入契約の締結についてであります。本件は、補助席を含め、43人乗りの中型バスを購入するものであり、去る8月9日に指名競争入札を執行し、茨城日野自動車株式会社土浦東支店が1,639万735円で落札したものであります。

議案第65号は、物品購入契約の締結についてであります。本件は、令和2年11月に導入したGIGAスクールタブレット端末で使用するソフトウェアライセンスの購入契約を締結するものであり、内容につきましては、授業支援ソフト、フィルタリング及びウイルス対策ソフト、学習支援ソフトを購入するもので、去る8月30日に指名競争入札を執行し、山野井商事株式会社が6,356万6,305円で落札したものであります。

認定第1号は、令和4年度牛久市各会計歳入歳出決算認定についてであります。各決算は、議決されました予算を地方自治法の本旨に基づき執行したもので、関係書類は全て監査委員の審査に付してありますので、審査意見書を添付して議会の承認を求めるものであります。決算の内容につきましては、決算書及び決算認定附属資料により御理解を賜りたいと存じます。

以上、各議案の提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書等により御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○諸橋太一郎 議長 以上で市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第15、決算特別委員会の設置についてを議題といたします。



決算特別委員会の設置について

○諸橋太一郎 議長 お諮りいたします。今期定例会に上程されております認定第1号を審査するため、委員会条例第6条の規定により、10人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置

いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 御異議なしと認めます。よって、10人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、2番伊藤知子議員、3番藤田尚美議員、4番磯山和男議員、6番甲斐徳之助議員、8番柳井哲也議員、9番遠藤憲子議員、12番出澤大議員、15番水梨伸晃議員、17番杉森弘之議員、22番石原幸雄議員、以上10名の議員を指名し、選任します。

なお、決算特別委員会の委員長及び副委員長の互選のため、委員会条例第10条第1項の規定により、議長において、決算特別委員会を、本日、本会議終了後、直ちに招集いたしますので、委員は議員会議室に御参集ください。

決算特別委員会委員

委員	伊藤知子	委員	遠藤憲子
委員	藤田尚美	委員	出澤大
委員	磯山和男	委員	水梨伸晃
委員	甲斐徳之助	委員	杉森弘之
委員	柳井哲也	委員	石原幸雄

○諸橋太一郎 議長 次に、日程第16、諮問第22号及び日程第17、諮問第23号の2件を一括議題といたします。



諮問第22号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

諮問第23号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○諸橋太一郎 議長 提案者に提案理由の説明を求めます。沼田和利市長。

〔沼田和利市長登壇〕

○沼田和利 市長 諮問第22号及び諮問第23号は、人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてであります。

本件は、現人権擁護委員であります大西 敦氏及び山岡英子氏が本年12月31日をもって任期満了となるため、大西 敦氏を引き続き推薦し、新たに田宮在住の鶴巻幸子氏を推薦しようとするものであります。

両氏は、識見、人格ともに優れ、また、広く社会の実情に通じ、これまでの熱心な活動から人権擁護委員として適任者であると確信し、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

何とぞ御同意くださいますよう、お願い申し上げます。

○諸橋太一郎 議長 以上で市長の提案理由の説明は終わりました。

これより諮問第22号及び諮問第23号の2件について、順次質疑を許します。

初めに、諮問第22号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で諮問第22号についての質疑を終結いたします。

次に、諮問第23号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で諮問第23号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第22号及び諮問第23号については、会議規則第37条第3項の規定により常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 御異議なしと認めます。よって、諮問第22号及び諮問第23号の2件については、常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で討論を終結いたします。

これより諮問第22号及び諮問第23号の2件について、順次採決いたします。

この採決は、採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。サイドボックスに表示された会議ボタンを押して、会議室に入室してください。会議室に入室後、採決ボタンを押し、議題一覧が表示されることを確認してください。

暫時休憩いたします。

午前11時03分休憩

午前11時07分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き開会いたします。

今回の採決については起立採決で採決いたしますので、議員の皆様、よろしくお願ひいたします。

初めに、諮問第22号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、本案はこれに決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○諸橋太一郎 議長 起立全員です。よって、諮問第22号は可とすることに決しました。

次に、諮問第23号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、本案はこれに決することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○諸橋太一郎 議長 起立全員です。よって、諮問第23号は可とすることに決しました。

次に、日程第18、意見書案第3号を議題といたします。

○

意見書案第3号 下水サーベイランス事業の実施を求める意見書の提出について

○諸橋太一郎 議長 提案者に提案理由の説明を求めます。1番鈴木勝利議員。

〔1番鈴木勝利議員登壇〕

○1番 鈴木勝利 議員 朗読をもって提案理由に代えさせていただきます。

意見書案第3号、下水サーベイランス事業の実施を求める意見書（案）。

新型コロナウイルス感染症の5類移行後、感染者数の把握が定点把握に変更されたこともあり、正確な感染状況が見えづらくなっている現在、今後起こりうる感染のピークや傾向を把握するためにも、また、新たな感染症に対応するためにも、「下水サーベイランス（疫学調査）」を全国の地方公共団体の下水処理場で実施すべきである。

感染症対策の基本は、適切な検査を正確に行うことが肝要だが、PCR検査などでは感染者が自主的に検査を受けなければ陽性者を特定できず、各地域の感染の広がりや傾向をつかむことはできない。しかし「下水サーベイランス」を活用すれば、その地域の「見えない感染を見える化」でき、感染の初期段階から、医療機関の検査報告よりも早く感染の兆候が分かる可能性があり、その後の感染の規模や増減の傾向も把握できる。

内閣官房が、令和4年度に実施した「下水サーベイランスの活用に関する実証事業」でも、その結果報告において「将来の感染状況の予測によって、市民への注意喚起や地方公共団体の体制整備に活用できる可能性がある」と明記されたところであるが、国におかれては、早急に下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1 内閣感染症危機管理統括庁が司令塔となって、厚生労働省、国土交通省、各地方公共団体が連携して下水サーベイランス事業を全国展開すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員の皆様のお賛同をどうぞよろしくお願い申し上げます。

○諸橋太一郎 議長 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第19、意見書案第4号を議題といたします。

○

意見書案第4号 ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等を求める意見書の提出について

○諸橋太一郎 議長 提案者に提案理由の説明を求めます。2番伊藤知子議員。

〔2番伊藤知子議員登壇〕

○2番 伊藤知子 議員 朗読をもって提案理由に代えさせていただきます。

意見書案第4号、ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等を求める意見書（案）。

交通事故、スポーツ、落下事故、暴力など全身への外傷等を原因として発症する脳脊髄液漏出症（減少症）によって、日常生活を大きく阻害する様々な症状に苦しんでいる患者の声が、全国各地から国へ数多く寄せられていた。その後、平成18年に山形大学を中心に関連8学会が参加し、厚生労働省研究班による病態の解明が進んだ結果、平成28年より同症の治療法であるブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）が保険適用となった。

その結果、それまで高額な自費診療での治療を必要としていた患者が、保険診療のもとにブラッドパッチ療法を受けることができるようになったが、脳脊髄液漏出症（減少症）の中には、保険適用J007-2の要件に掲げられている「起立性頭痛を有する患者に係る者」という条件が伴わない患者がいるため、医療の現場では混乱が生じている。

また、その後の研究で、脳脊髄液の漏出部位は一か所とは限らず、頸椎や胸椎部でも頻繁に起こることが報告された。ここで、この頸椎や胸椎部にブラッドパッチ療法を安全に行うためには、X線透視化で漏出部位を確認しながらの治療が必要であるが、診療上の評価がされていない現状がある。

よって政府においては、上記の新たな現状を踏まえ、脳脊髄液漏出症（減少症）の患者への、公平で安全なブラッドパッチ療法の適用に向け、下記の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

記

1 脳脊髄液漏出症（減少症）の症状において、約10%は起立性頭痛を認めないと公的な研究でも報告があることを受け、算定の要件の注釈として「本疾患では起立性頭痛を認めない場合がある」と加えること。

2 ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）の診療報酬において、X線透視を要件として、漏出部位を確認しながら治療を行うことを可能にするよう、診療上の評価を改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員の皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○諸橋太一郎 議長 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第20、意見書案第5号を議題といたします。



意見書案第5号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書の提出について

○諸橋太一郎 議長 提案者に提案理由の説明を求めます。19番黒木のぶ子議員。

[19番黒木のぶ子議員登壇]

○19番 黒木のぶ子 議員 それでは、意見書案第5号、教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書（案）であります。

学校現場では、子どもの貧困・いじめ・不登校、教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

2021年3月の義務標準法改正により、小学校の学級編制標準が段階的に35人に引き下げられてはいるものの、小学校に留まることなく、今後は中学校での35人学級の早期実施も必要です。加えて、きめ細かい教育をすすめるためにはさらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。

義務教育費国庫負担制度については、2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間に教育格差が生じることは大きな問題です。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、豊かな子どもの学びを保障するためにも、国庫負担制度の堅持、さらには2分の1への復元が必要です。

こうした観点から、国会及び政府におかれましては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政をすすめることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1 中学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。

2 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善を推進すること。

3 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財源を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員の皆様、ぜひ御賛同のほどよろしくお願いいたします。

○諸橋太一郎 議長 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第21、休会の件を議題といたします。



休会の件

○諸橋太一郎 議長 明日10月11日は、議案調査のため休会といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 御異議なしと認めます。よって、明日10月11日は休会とすることに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時21分散会